

上級テキスト	学習の基本	監査基準や監基報から 重要箇所を抜粋	学習しやすいように 並べ替え等して作成されている	A
上級テキスト<付録>	参考資料集的な扱い	監査基準・品質管理基準・不正基準 の本文と改訂前文	基準本文	A
			基準の”改訂前文”	B～A
		監査実務指針	監基報の”付録” ※”本文”は「基準集」	C
論文対策問題集	—	—	必要最低限の論文典型問題	B
短答対策問題集			必要最低限の短答典型問題	B
法令基準集「基準集」 ※購入する必要	監基報の”本文”	監基報の本文 論文試験では配布されるが、 短答では配布されない	要求事項	B
			適用指針	C

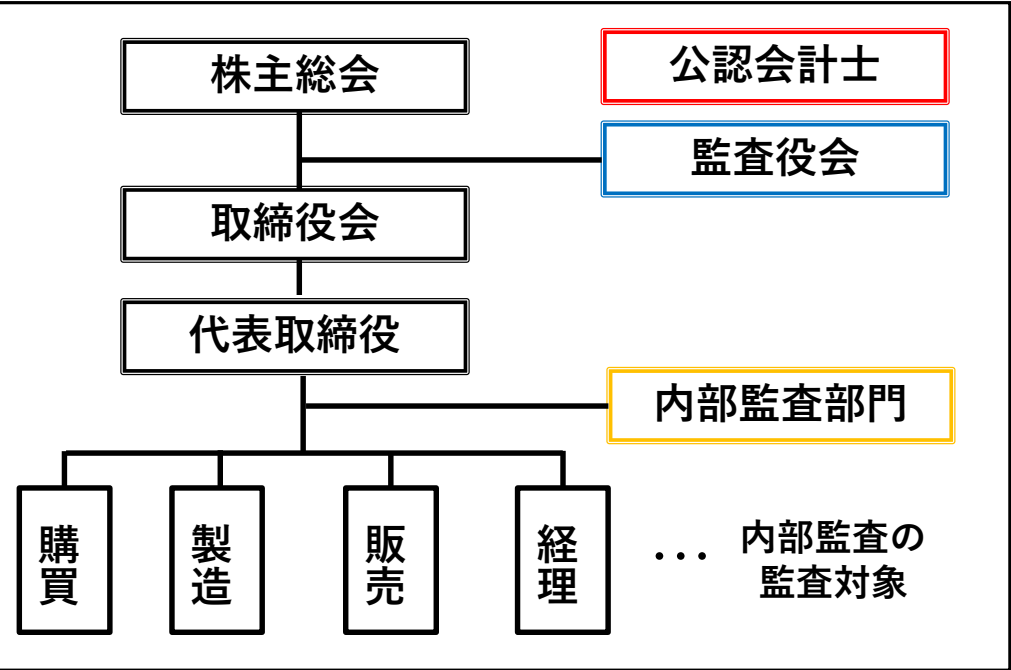
一般に構成妥当と認められる監査の基準(GAAS)			参照
①企業会計審議会	監査基準	テキスト全般	付録p.27
	品質管理基準	テ196～	付録p.35
	不正対応基準	テ170～	付録p.44
②公認会計士協会	監査基準委員会報告書	テキスト全般	基準集→本文 上級テキスト<付録>→付録
	品質管理基準委員会報告書	テ196～	基準集
	監査・保証実務委員会報告等	×	修了考査
③一般に認められる 監査実務慣行	上記以外に、明文の規定はないが「一般に認められる監査実務慣行がある」 ※監査実務指針を構成するものではない		テキストp.12(*4)



主体	目的	保護	優位性
公認会計士	F/S適正性	利害関係者	職業的専門家
内部監査 ※	従業員の業務執行	経営者	業務に精通
監査役	取締役の職務執行	株主・債権者	経営者を監視

【モニタリング】
独立的评价
テキストp.55

※経営者からの独立性は△だが、監査対象からの独立性は求められる



Cf.テp.114.

- 内部監査人利用上の留意点
- ①監査人の責任は内部監査の利用によって軽減できない
 - ②自らの監査手続を軽減できるが、内部監査の証明力は弱い
→専門能力及び独立性の面で監査人と同程度の水準は要求されない

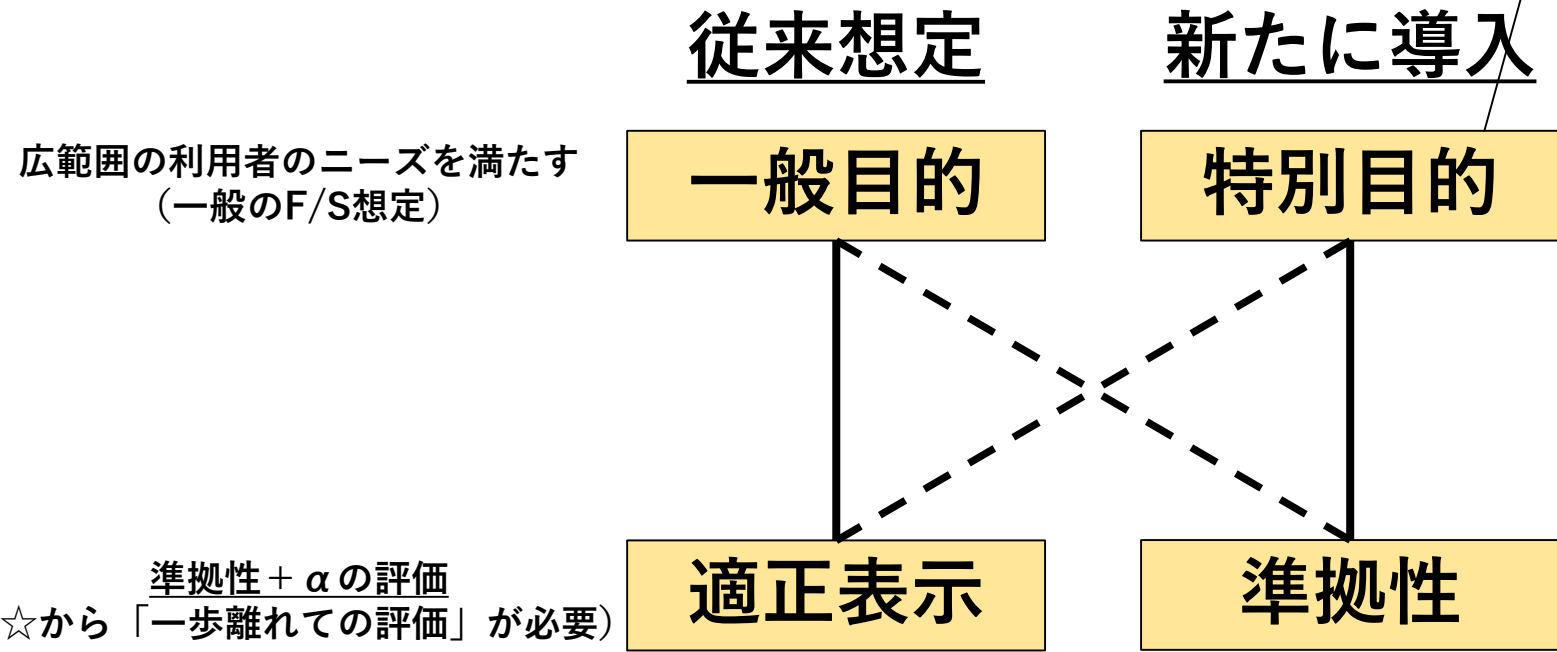
テキストp.268
【特別目的の財務諸表に対する監査上の考慮事項】
①会計基準の受入可能性
②A/Rに他の目的に適合しないことがある旨を記載
③配布制限を付すことがある

≡会計基準の話

利用目的が限定され、
特定の利用者のニーズを満たす
(一般に公表されるとは限らず、
多種多様なF/Sが想定される)
テキストP.18 (*1)

「表示」の問題

☆財務報告の枠組みにおける要求事項を遵守しているか
(☆から「一步離れての評価は」行われない)



準拠性 + α の評価
(☆から「一步離れての評価」が必要)

【適正性】と【準拠性】の“共通点” (テキストp.127)
リスク・アプローチによる監査
意見には合理的な保証を得たとの監査人の判断を含む
会計方針の選択及び適用方法につき実質的判断が求められる

【適正性】と【準拠性】の“相違点” (テキストp.127)
意見表明上、適切に表示しているかの「一步離れての評価」が含まれるかどうか

テp.14～<財務諸表監査の必要性>

5つのポイントを押さえる

①経営者との利害対立	財務諸表への疑念
②財務諸表の相対的性格	
③財務諸表の影響の重大性	
④利害関係者の地理的・制度的遠隔性	自ら払拭不可
⑤財務諸表の作成過程の複雑性	

テp.17～<総括的な目的と財務諸表利用者の想定>

監基報の規定を理解する

監査人の総括的な目的 200－10～11	①重要な虚偽表示の有無についての合理的な保証を得る→適正性意見表明 ②財務諸表に対する意見表明＋監基報にて要求されるコミュニケーション
想定される財務諸表の利用者 320－4	①合理的な知識を有し真摯に情報検討 ②重要性の考慮を理解 ③見積り等、不確実性を伴うことを理解 ④合理的な経済的意思決定を行う

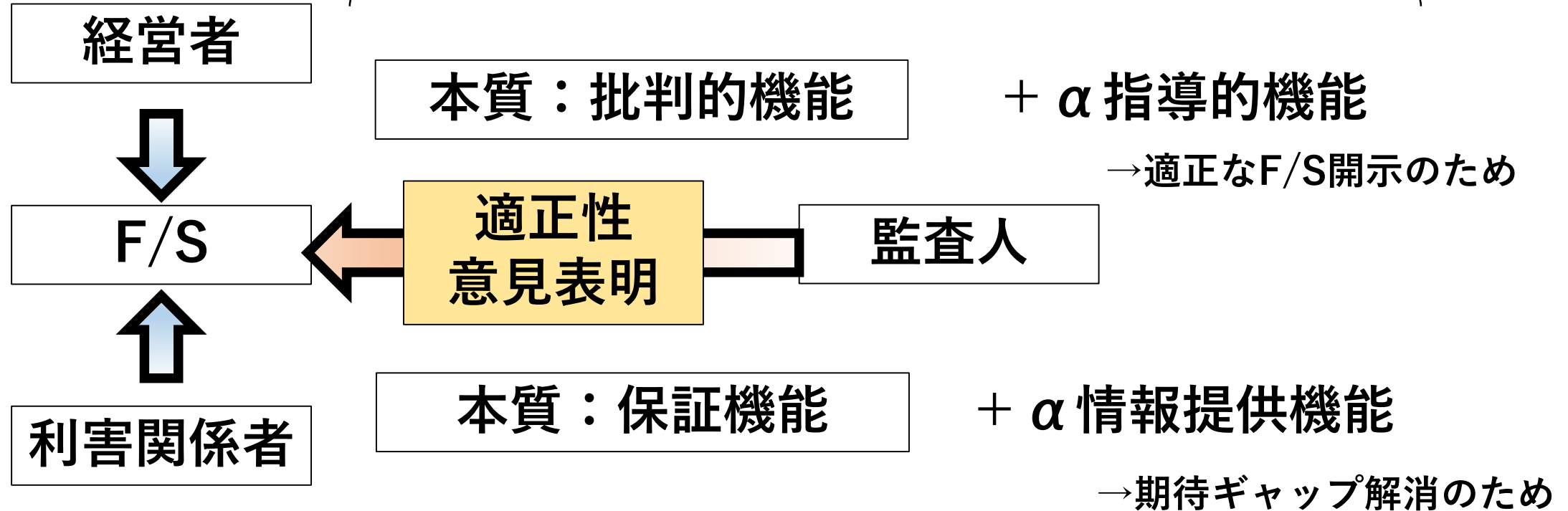
テp.15~16～
 <財務諸表監査の目的>
 ※付録のp.27に監査基準の本文があります

監査基準	1.監査の目的	経営者の作成した財務諸表	財務諸表の作成責任が経営者にあることを示す
	2.一般基準	一般に公正妥当と認められた企業会計の基準	会計基準は「適正性」判断の拠り所 ※経営者サイドから見れば「作成において準拠すべき規範」 p.124
	3.実施基準	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況	基本三表＝B/S、P/L、C/S
	4.報告基準	全ての重要な点において適正に表示しているかどうか	重要性のない点は考慮外。 監査人は「適正性」（適正か不適正か）について意見を表明する

テp.15~16～
 <「財務諸表の表示が適正である」旨の意味>

全体として重要な虚偽表示がない	・ <u>情報利用者の経済的意思決定</u>に影響を与えない軽微な虚偽表示は責任外 ・ 全ての虚偽表示の発見に要する監査コストは不合理な額になる
「合理的な保証」	「絶対的ではないが高い水準の保証」 200－12(8)
監査の固有の限界 200-A44～49	a)財務報告の性質：財務諸表には見積りや判断が多く含まれる b)監査手続の性質：監査証拠の入手には実務上及び法令上の限界がある c)財務報告の適時性及び費用と便益の比較衡量：合理的な期間・費用で実施
※監基報200－3～9も参照	

対経営者の役割



対利害関係者の役割